

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？ ～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

○路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。

○運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法(※)の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分(車両の使用停止等)

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画。次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施するまでの留意事項

- 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと 等

問い合わせ先： 国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課 (052-952-8035)

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 (058-279-3714)

愛知運輸支局 輸送・監査担当 (052-351-5312)

三重運輸支局 輸送・監査担当 (059-234-8411)

静岡運輸支局 輸送・監査担当 (054-261-2898)

福井運輸支局 輸送・監査担当 (0776-34-1602)

平成18年3月23日付け事務連絡 「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

事務連絡
平成18年3月23日
各地方運輸局自動車交通部長、課長
沖縄県自動車運輸部長、課長
自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年10月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運送者の判断により運行を中断し、帰属するという事例が発覚したところである。

この事例では、駿ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該停留所の途中から運行を中断し、回送ないとして帰属しており、事業計画及び運行計画に定めるところに於いてその業務を行わなかった点が問題となつた。

事業計画及び運行計画に定める乗客の關係については、適切に対応すべきところであるが、一方で、駅前等の沿線環境等交通規制への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記1.に掲げる場合には、該当することについて、運送者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であつて、2.に掲げる事項を遵守しているとき限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、算数の実施に遺漏なきよう取り扱わねたい。

記

1. 効率的な運行として認める場合

- (1) 一般バス
- ① 所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の乗客が存しないことを確認した上で、帰属又は始発停留所までの回送をする場合。
 - ② 一般路線における運行系統であつて、乗車専用または乗車専用の停留所において乗客を乗車させた後、終点停留所までの乗車専用の停留所に於ける乗客が乗車せられた後、終点停留所までの乗車専用の停留所に於ける乗客が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰属又は始発停留所までの回送をする場合。

(2) 当該運行を行なう場合は、あらかじめ運行基準図（運輸規則第2.7条第1項）中「5. その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運行手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第2.7条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運送者へ施行させること。

さらに、乗務記録（運輸規則第2.5条第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した正確を記録するよう、運送者に指導すること。

(3) 当該運行を行う場合は、運行交通法第71条第1項第5の5号に規定する運送者の運行原規に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を

ースドアで停車している停留所において、始発停留所からの旅客がいないこととし、帰属等への連絡状況についても、緊急な連絡は因直する等、同様法令に該当することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

(2) 高速バス

- ① 高速バス路線における運行系統であつて、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの乗車専用の停留所に於ける乗客が乗車せられた後、終点停留所までの乗車専用の停留所に於ける乗客が存しないことを確認した上で、帰属又は始発停留所までの回送をする場合。
- ② ①及び②に掲げるもののほか、かつ、予約券を取っている運行形態であるときについても、乗客が乗車せぬか、かつ、始発停留所等において予約にぶらりない乗客が乗車することを確認した上で回送し得する場合。

- (3) 定期観光バス
- ① 定期観光バス路線における運行系統であつて、始発停留所からの旅客の乗客が存しないことを確認した上で、回送し、帰属する場合。
 - ② ①以外の場合であつて、予約券をとつてある運行が運営であるときについても、事前に乗客がなく、かつ、始発停留所で予約にぶらりない乗客が乗車であることを確認した上で回送し、帰属する場合。

2. 事業者の遵守事項

- (1) 1. の場合における運行（以下、「当該運行」という）を行なう場合は、運行計画の提出書の欄に断然、変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指定事項を記載し、届け出ること。

(2) 当該運行を行なう場合は、あらかじめ運行基準図（運輸規則第2.7条第1項）中「5. その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運行手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第2.7条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運送者へ施行させること。

さらに、乗務記録（運輸規則第2.5条第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した正確を記録するよう、運送者に指導すること。

(3) 当該運行を行う場合は、運行交通法第71条第1項第5の5号に規定する運送者の運行原規に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を